渡部純三次長	御起立願います。礼。おはようございます。
渡部泰明会長	皆様おはようございます。本日も総会に御出席いただきありがとうございます。 それではただいまから第190回の総会に入りたいと思います。 なお、本日は久米地区の田中委員が欠席のため塩見推進委員が、堀江地区の松下委員が欠席のため渡部推進委員が、そして興居島地区の青井委員が欠席のため山内推進委員が、それぞれ代理で出席をしていただいております。どうかよろしくお願いをいたします。 それでは、ただいまから第190回総会を開会いたします。本日は委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第３項の規定により、本総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。 続きまして、本日の議事録署名人には、拓南地区の大西委員、立岩地区の西垣委員のお二人にお願いします。 本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第１号から第11号まで11件の議案が提出されておりますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。 それでは、議案第１号、農地法第18条第６項解約通知専決処理報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。
乃万和徳副主幹	５条転用届出と併用案件でございますので、転用事務処理期間の関係から、地元委員の了承を得て、専決処理させていただいております。 １番、本件は残存小作でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立し、解約と同時に５条届出により転用するものでございます。 離作補償はないとしております。以上でございます。
渡部泰明会長	ありがとうございました。ただいま議案第１号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
渡部泰明会長	ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認するこ

	とといたします。 　続きまして議案第２号、農地法第４条届出専決処理報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。
乃万和徳副主幹	それでは御報告いたします。 　令和元年 10 月 26 日から令和元年 11 月 25 日までに専決処理した案件は 10 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。 　これら 10 件につきましては適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から５日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。以上でございます。
渡 部 泰 明 会 長	ありがとうございました。ただいま議案第２号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
渡 部 泰 明 会 長	ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 　続きまして議案第３号、農地法第５条届出専決処理報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。
乃万和徳副主幹	それでは御報告いたします。 　令和元年 10 月 26 日から令和元年 11 月 25 日までに専決処理した案件は 33 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。 　これら 33 件につきましては適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から５日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。以上でございます。
渡 部 泰 明 会 長	はい、ありがとうございました。ただいま議案第３号につきまして事務局から説明がありました。本件につきまして御異議等ございませんか。

	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
渡部泰明会長	はい、ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 続きまして議案第４号、農地法第 18 条第６項解約通知報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。
乃万和徳副主幹	それでは御報告いたします。 １番、本件は、農地法第３条により平成 15 年５月９日に設定された賃借権でございます。 本件は、賃借人が申入れを行い合意解約が成立したもので、解約後は、耕作目的で別の人に貸すとしております。離作補償は無いとしております。 ２番、本件は、基盤強化促進法により平成 30 年６月１日に設定された賃借権でございます。 本件は、賃借人が申入れを行い合意解約が成立したもので、解約後は、耕作目的で別の人に貸すとしております。離作補償は無いとしております。 ３番、本件は、基盤強化促進法により平成 30 年６月１日に設定された賃借権でございます。 本件は、賃借人が申入れを行い合意解約が成立したもので、解約後は、耕作目的で別の人に貸すとしております。離作補償は無いとしております。 ４番、本件は、残存小作でございます。 本件は、賃借人が申入れを行い合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償は無いとしております。 ５番、本件は、残存小作でございます。 本件は、賃借人が申入れを行い合意解約が成立したもので、解約後は、耕作目的で売却するとしております。離作補償は無いとしております。 以上でございます。
渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。ただいま議案第４号について事務局から説明がありました。本件について、御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

渡部泰明会長	はい、ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に議案第５号でありますが、議案審議に入ります前に、議事参与の制限についてお願いがございます。この内、３番は渡人本人が久谷地区の平岡委員御自身の案件でありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限規定に基づき、着席のままで結構ですが、退席されたということで、議事に参与されないようお願いします。 それでは議案第５号農地法第３条許可申請について議題といたします。事務局から説明をお願いします。
乃万和徳副主幹	お手元に審査基準１号から７号までを整理した調査票がございますので、併せて御覧ください。 １番、譲受人は、農地約 28 アールを耕作する兼業農家でございます。 この度、自作地に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 なお、本案件は、許可後に 30 アール越えとなる案件でございますので、後ほど地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 ２番、譲受人は、農地約 232 アールを耕作する農業者でございます。 この度、譲受人が賃借している自作地に近く耕作便利な申請地を小作地解放により譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 ３番、譲受人は、農地約 227 アールを耕作する農業者でございます。 この度、自作地に近く耕作便利な申請地を借り受け、農業に精進するものでございます。 ４番、６番は、譲受人が同一人でございますので、併せて御説明いたします。 譲受人は、新規農業者でございます。 この度、申請地を借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。 なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 ５番、譲受人は、農地約 42 アールを耕作する兼業農家でございます。 この度、自作地に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 ７番、譲受人は、農地約 25 アールを耕作する兼業農家でございます。 この度、自作地に近く耕作便利な申請地を借り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 なお、本案件は、許可後に 30 アール超えとなる案件でございますので、後ほど地

	元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 ８番、14 番は、譲受人が同一人でございますので、併せて御説明いたします。 譲受人は、新規農業者でございます。 この度、申請地を借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。 なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 ９番、10 番は、譲受人が同一人でございますので、併せて御説明いたします。 譲受人は、新規農業者でございます。 この度、申請地を借り受け、また譲り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。 なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 11 番、本人都合により取下げとなっております。 12 番、譲受人は、松山市で平成 23 年６月２日に設立され、農地約 170 アールを耕作する農地所有適格法人でございます。 この度、申請地を譲り受け、経営規模の拡大を図るものです。 13 番、22 番は、譲受人が同一人でございますので、併せて御説明いたします。 譲受人は、新規農業者でございます。 この度、申請地を譲り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。 なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 15 番、譲受人は、農地約 96 アールを耕作する農業者でございます。 この度、自作地に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業に精進するものでございます。 16 番、譲受人は、農地約 304 アールを耕作する兼業農家でございます。 この度、自作地に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 17 番、譲受人は、農地約 126 アールを耕作する業農者でございます。 この度、自作地に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 18 番、譲受人は、農地約 110 アールを耕作する農業者でございます。 この度、自作地に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 19 番、譲受人は、農地約 32 アールを耕作する農業者でございます。 この度、自作地に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

	20番、譲受人は、農地約178アールを耕作する農業者でございます。 この度、自作地に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 21番、譲受人は、松山市で令和元年６月６日に設立され、農地約67アールを耕作する農地所有適格法人でございます。 この度、申請地を借り受け、経営規模の拡大を図るものです。 以上でございます。
渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました。 続きまして地元委員から補足説明をお願いいたします。 まず、１番は30アール超えの案件で、所在地が久米地区でありますので、塩見推進委員からお願いします。
塩見喜録推進委員	それでは御説明いたします。 先ほど事務局から説明がありましたとおり、本申請地は、譲受人を含む３名の共有で、共同耕作しております。 今般、共有者の一人から耕作をやめる旨の申し出があったことから、譲渡人の土地の持分を譲り受け、経営規模の拡大をお考えであります。 農業に対する意欲も充分に見受けられ、周囲の方々のお力も借りながら、真剣に農業を営む姿勢が感じられましたので、地元としてこれを了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。次に、４番と６番でありますが、併用案件で新規農業であります。所在地が久谷地区ですので、池田委員からお願いします。
池田友邦委員	それでは御説明いたします。 先ほど説明がありましたとおり、本件譲受人は、久谷地区の農地を借り受け、新規就農をお考えであります。 農業に対する意欲も充分に見受けられ、真剣に農業を営む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。

渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。続いて、7番も30アール超えの案件で、久谷地区ですので池田委員からお願いします。
池田友邦委員	それでは御説明いたします。 先ほど事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、久谷地区の農地を借り受け、規模拡大をお考えであります。 農業に対する意欲も充分に見受けられ、周囲と協調しながら真剣に農業を営む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。次に、11頁8番と12頁14番であります。新規農業の併用案件であります。 まず8番は所在地が道後地区ですので、山本委員からお願いします。
山本良文委員	それでは説明いたします。 先ほど事務局から説明がありましたように、譲受人は山田町と東大栗町の園地を借受け、新たにワイン用のブドウ800本を植栽し、自分が経営する酒屋にてワインの製造・販売を行いたく新規に農業を始めたいと申請に及んだものです。 地域との連携も図られるとのことであり、農業に対する意欲も充分見受けられることから地元としては了承した訳でございます。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。続きまして、14番は所在地が堀江地区ですので、渡部推進委員お願いします。
渡部誠推進委員	それでは御説明いたします。 先ほど事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は今般、堀江地区と道後地区の農地を借り受け、新たにワイン用のブドウを育て、自己の経営する酒屋でワインの製造・販売を行いたいと申請に及んだものです。 農業に対する意欲も充分に見受けられ、周囲の方々のお力も借りながら、真剣に農業を営む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。

	なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。次に、9番と10番でありますが、新規農業の併用案件で所在地が興居島地区であります。山内推進委員からお願いします。
山内耕太郎推進委員	それでは御説明いたします。 先ほど事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は今般、興居島地区の9番の農地を取得し、10番を借り受け、新規就農をお考えであります。 農業に対する意欲も充分に見受けられ、周囲の方々のお力も借りながら真剣に農業を営む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。次に、13番と22番ですが、新規農業の併用案件であります。まず13番は、所在地が堀江地区ですので渡部推進委員お願いします。
渡部誠推進委員	それでは御説明いたします。 先ほど事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は今般、堀江地区と北条地区の農地を買い受け、新規農業をお考えであります。 農業に対する意欲も充分に見受けられ、周囲の方々のお力も借りながら真剣に農業を営む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。続きまして、22番は所在地が粟井地区ですので、梶野委員からお願いします。
梶野宰委員	先ほど事務局から説明がありましたとおり、申請人は粟井地区に居住しており、この度、同地区内の農地で新規に農業を始めたいと申請に及んだものです。 申請人は親元での農作業歴が５年あり、また、松山市内の青年農業者連絡協議会にも所属し、耕作意欲並びに先進地研修などにも積極的に参加しており、地元といたしましては了承いたしました。

	なお、総会での御審議をよろしくお願いいたします。
渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。ただいま、議案第５号につきまして、事務局並びに地元委員から補足説明がありました。 本件につきまして、御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
渡部泰明会長	はい、ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。次に議案第６号、農地法第４条許可申請について議題といたします。事務局から説明をお願いします。
乃万和徳副主幹	それでは御説明いたします。 １番、本件申請人は、議案書記載の内容にて自己住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。 本申請地の農地区分は、概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第１種農地でございますが、例外許可事由の集落接続に該当し、転用許可やむを得ないと判断されます。 なお、本件は優良農地の転用であり、今月 16 日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。 ２番、本件申請人は、農地約 91 アールを耕作する農業者でございます。 平成 13 年頃より、農地法の許可を得ず本申請地を造成し、貸露天駐車場として利用しているもので、今回、違反の解消を図りたいとしております。 本申請地の農地区分は、市役所小野支所から概ね 500 メートル以内にあることから第２種農地と判断されます。 ３番、本件申請人は、農地約 20 アールを耕作する農業者でございます。 昭和 45 年頃より、農地法の許可を得ず本申請地を住宅の敷地として拡張し利用しているもので、今回、違反の解消を図りたいとしております。 本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第２種農地と判断されます。 ４番、本件申請人は、河野別府町に居住しておりますが、この度、農地の有効活用を図るため、日当たりの良い本申請地へ太陽光発電施設を設置したいとしており

	ます。 　本申請地の農地区分は、市役所河野支所から概ね300メートル以内にあることから第３種農地と判断されます。 　以上でございます。
渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。ただいま議案第６号につきまして事務局から説明がありました。 　本件につきまして御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
渡部泰明会長	はい、ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 　なお、この案件につきましては県許可分であります。このうち、１番につきましては愛媛県農業会議の意見を聴いた後、その他は直ちに意見を附して愛媛県知事に送付させていただきます。 　次に議案第７号、農地法第５条許可申請について議題といたします。事務局から説明をお願いします。
乃万和徳副主幹	それでは御説明いたします。 　１番、本件受人は、申請地に隣接する既存宅を購入し住宅を建築する予定でありますが、既存の接道の幅員が狭く自動車の出入りに支障をきたすことから本申請地を取得し、進入路を拡幅したいとしております。 　なお、本件申請地の一部は昭和60年頃より農地法の許可を得ず、自宅への進入路として造成し利用していたものであり、今回、違反の解消を図りたいとしております。 　本申請地の農地区分は、伊予鉄平井駅から概ね500メートル以内にあることから第２種農地と判断されます。 　２番、本件は申請人の都合により取下げとなっております。 　３番、本件受人は、とび・土木工事業を主な業務とする法人でございます。 　この度、既存の露天資材置場・露天駐車場を今年度末に返還しなければならなくなったことから新たに本申請地を取得し、足場置場や従業員の通勤車両、事業用の

	軽トラック、２トン及び3.5トントラック等の車両を置く、露天駐車場及び露天資材置場として利用したいとしております。 本申請地の農地区分は、住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第２種農地と判断されます。 なお、本件は、申請面積が3,000平米を超えますので、今月16日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。 また、申請面積が1,000平米以上の案件でございますので、後ほど地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 ４番、本件受人は、社会福祉事業を行う法人であります。 現在、久米地区の介護施設が不足しており、既存の認知症対応型共同生活介護事業所周辺の方々より、新規事業所の要望も多いことから、今般、本申請地を取得し、小規模多機能型居宅介護事業所を開設したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。 本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第２種農地と判断されます。 ５番、本件受人は、不動産業を主な業務とする法人でございます。 近隣事業所からの要望や地元住民の需要も見込まれることから、この度、本申請地を取得し、35台分の貸露天駐車場を開設したいとしております。 本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第２種農地と判断されます。 本件は、申請面積が1,000平米以上の案件でございますので、後ほど地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 ６番、本件受人は、食肉の加工販売業を主な業務とする法人でございます。 事業の拡大に伴い、運搬車両と従業員が増加し既存の車両置場が手狭となり何かと業務に支障をきたしている中で、近年度々発生する家畜伝染病の被害防止のため輸送車両の分散を検討していたことから、今般、本申請地を取得し、大型トラック・冷蔵冷凍車両や従業員用駐車場及び資材置場として利用したいとしております。 本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第２種農地と判断されます。 なお、本件は、申請面積が1,000平米以上の案件でございますので、後ほど地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 ７番、本件受人は、市内堀江町に居住しております。この度、新たな収入の確保を図るため本申請地を取得し、太陽光発電施設を設置したいとしております。 本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低

	い農地であることから第２種農地と判断されます。 　なお、本件は、申請面積が 1,000 平米以上の案件でございますので、後ほど地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 　８番、本件受人は電気工事業を主な業務とする法人でございます。 　この度、新たな収入の確保を図るため、日当たりの良い本申請地を取得し、太陽光発電施設を設置したいとしております。 　本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第２種農地と判断されます。 　９番、本件受人は、電気工事業を主な業務とする法人でございます。 　この度、新たな収入の確保を図るため、日当たりの良い本申請地を取得し、太陽光発電施設を設置したいとしております。 　本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第２種農地と判断されます。 　10 番、本件受人は、農地約 30 アールを耕作する農業者でございます。 　議案書記載の内容にて農家住宅を建築したいとしております。 　なお、本件申請地は本年７月頃より農地法の許可を得ず、住宅建築のための造成工事を行っていたものであり、違反の解消を図りたいとしております。 　本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、概ね 10 ヘクタール未満の農地であることから第２種農地と判断されます。 　11 番、本件受人は、都市計画区域外である本申請地に議案書記載の内容にて個人住宅を建築したいとしております。 　本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、概ね 10 ヘクタール未満の農地であることから第２種農地と判断されます。 　以上でございます。
渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました。続きまして地元委員から補足説明をお願いいたします。 　まず、３番は 1,000 平米超えの案件です。所在地が久米地区ですので、塩見推進委員からお願いします。
塩見喜録推進委員	それでは御説明いたします。 　先ほど事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、とび・土木工事業を営む法人です。 　現在貸借している露天駐車場及び露天資材置場を返却することとなったことから

	代替地を探していたところ、十分な広さを確保することのできる本申請地を見つけ、他に代替地もなく、本申請に及んだものです。 転用によって生じる被害の防除措置も行うということから、地元としては了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。次に、５番も1,000平米超えの案件です。所在地が浮穴地区ですので、拓南地区の大西委員からお願いします。
大西良和委員	先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は、松山市井門町に本店を構え、不動産の賃貸業を営む法人です。 譲受人には、周辺事業所等から申請地を駐車場として利用できないかとの依頼がありました。 申請地の周辺には、店舗・事業所・住宅が密集しており、貸駐車場の需要が見込まれ、申請地を譲り受ける事が可能となったことから、貸露天駐車場に転用したく、本申請に及んだものです。 転用によって生じる被害の防除措置も行うということから、地元としては了承した訳でございますが、なお、本総会での御審議をよろしくお願いします。
渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。次に６番、久枝地区の案件について和気地区の小笠原委員からお願いします。
小笠原壮一委員	先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は、松山市谷町に本店を構え、食肉加工販売を営む法人です。 この法人は、事業拡張により車両が増え既存の駐車場が手狭ととなり業務に支障をきたし、新たな駐車場及び資材置場となる土地を探していたところ、本申請地を見つけ、他に代替地も無く、本申請に及んだものです。 転用によって生じる被害の防除措置も行うということから、地元としては了承した訳でございますが、なお、本総会での御審議をよろしくお願いします。
渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。次は７番です。これも1,000平米超えの案件で

	す。所在地が堀江地区ですので渡部推進委員からお願いします。
渡部誠推進委員	それでは御説明いたします。 先ほど事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、堀江町にお住まいで、新たな収入を確保するべく太陽光発電設備の設置を検討していました。 譲受人が太陽光発電用地を探していたところ、太陽光発電に条件がよく、十分な広さを確保することのできる本申請地を見つけ、他に代替地もなく、本申請に及んだものです。 転用によって生じる被害の防除措置も行うということから、地元としては了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。ただいま議案第７号につきまして、事務局並びに地元委員から補足説明がありました。 本件につきまして御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
渡部泰明会長	はい、ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 なお、この案件につきましては県許可分であります。このうち、３番につきましては愛媛県農業会議の意見を聴いた後、その他は直ちに意見を附して愛媛県知事に送付させていただきます。 続きまして議案第８号「令和元年度第９号農用地利用集積計画」について、事務局から説明をお願いいたします。
片山剛主査	それでは、御説明をさせていただきます。 本日の案件 21 件の内、使用貸借権の設定は 22 筆、賃借権設定は 15 筆、所有権移転は 10 筆で、設定総面積は３万 4,631 平米です。 その内訳は、新規が 14 筆、更新が 18 筆、再設定が５筆、売買が 10 筆となっています。

	17ページの番号１の譲受人は、約54アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号２の譲受人は、約63アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 18ページの番号７の譲受人は、約1,356アールを耕作する農事組合法人で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号８の譲受人は、約88アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号11と19ページの番号12の譲受人は、約204アールを耕作する農業者で、賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 21ページの番号17の譲受人は、約156アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号18の譲受人は、約45アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号19の譲受人は、約271アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号20の譲受人は、議案書上に経営面積が記載されていない状態ですが、先月の第189回総会の議案第９号において、令和２年１月１日より父親から配分移転され、53アールを耕作する農業者となります。今回、議案書記載の樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号21の譲受人は、約136アールを耕作する農業者で、樹園地、農業用施設、普通畑を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 以上の計画の内容は、経営面積及び農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第３項の各要件を満たしていると考えます。 なお、公告日は、令和元年12月16日の予定とされており、効力の発生は、公告日の翌日からです。 以上でございます。御審議のほどよろしくお願いします。
渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。ただいま議案第８号につきまして、事務局から説明がありました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

渡部泰明会長	はい、ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に議案第９号「農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。
片山剛主査	それでは、御説明いたします。 今回意見を求められた案件は１件で、設定する農地は９筆、総面積は 7,034 平米でございます。 その内訳は、先ほど議案第８号で、農地中間管理機構に利用権設定した農地を、農地中間管理機構が担い手へ配分する案件の１件となっております。 今後、この配分計画案を松山市が農地中間管理機構へ提出し、農地中間管理機構が農用地利用配分計画を決定した後に、愛媛県がこれを認可し、公告することが予定されています。 権利の開始は、令和２年３月１日の予定です。 以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。
渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。ただいま議案第９号につきまして、事務局から説明がありました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
渡部泰明会長	はい、ありがとうございます。それでは異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に議案第 10 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。
片山剛主査	それでは、御説明いたします。 農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第 70 条の６第１項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。

	この件について、適格性を有する方であるかどうかの証明につきましては、農業委員会が行うため、本日の案件といたしております。 なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。 番号１の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、相続日以降、農業を行うとの誓約書が提出され、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題が無い旨の地元委員の副申書も添付され、農地も適正に耕作をされています。 番号２の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題が無い旨の地元委員の副申書も添付され、農地も適正に耕作をされています。 以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。
渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。ただいま議案第 10 号につきまして、事務局から説明がありました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
渡部泰明会長	はい、ありがとうございます。それでは異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に議案第 11 号「農地法第３条の３の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。
乃万和徳副主幹	それでは御報告いたします。 令和元年 10 月 26 日から 11 月 25 日までに専決処理した案件は 15 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。 これら 15 件につきましては、いずれも適法な届出となっておりましたので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 以上でございます。
渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。ただいま議案第 11 号につきまして、事務局から

	説明がありました。 　本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
渡部泰明会長	はい、ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 　以上で本日の提出議案11件の審議は全て終了いたしました。ここで委員さん方から何か御意見等お受けいたします。何かございませんか。 〔発言者なし〕
渡部泰明会長	はい、無いようでしたら、事務局から連絡事項をお願いいたします
片山剛主査	委員の皆様のお手元に来年の農業委員会委員手帳と農業委員会委員活動記録ノートをお配りしておりますので、お持ち帰りいただき、活動状況を御記入いただきますようよろしくお願いします。 　なお、今年の農業委員会委員活動記録ノートの提出については、本日の総会に御出席していないすべての委員の皆様にも後日文書で御案内する予定ですが、今月末までの活動状況を御記入いただき、来年１月の総会の際に御持参いただくか、1月末までに地区審査や現地調査の際に事務局職員にお渡しいただきますようよろしくお願い申し上げます。 　次に、皆様のお手元に『農業委員会組織による「令和元年台風第19号等災害義援金」の募集について』というＡ４用紙３枚留めの資料をお配りしております。 　これは、愛媛県農業会議所から届いた令和元年11月６日付けの全国農業会議所の文書です。 　皆様も御存知のとおり、今年10月12日に上陸した台風19号により、多数の死傷者が出るとともに、家屋をはじめ農地や農業用施設などにも多大な被害が発生し、現在も多くの方々が避難生活を余儀なくされている状況が続いております。 　そこで、松山市農業委員会としても今回の台風19号により被災した農業者等の今後の経営と生活の回復を図り、一日も早い復興を支援するため、農業委員会互助会

	の予算から義援金を支出することについてお諮りしたいと思います。 支出予定の義援金の額は、１口 1,000 円、45 名分ですので合計４万 5,000 円でございます。 この義援金は、松山市農業委員会から 12 月 20 日までに全国農業会議所の指定口座に振り込む予定で、贈呈結果等の報告は、全国農業新聞等を通じてお知らせする予定となっております。 なお、今回の義援金の募集に関して愛媛県農業会議から留意事項を説明するよう依頼がありましたので、２点ほど御説明します。 まず１点目は、市議会議員の委員の皆様からの寄附についてです。 今回の義援金は、当該選挙区外にある者に対する寄附ですが、一旦、当該選挙区にある農業委員会が受け入れ、取りまとめることを原則としています。 よって、このことが当該選挙区内にある者への寄附とみなされ、公職選挙法に抵触する恐れもあるため、委員の個人の名前で義援金を指定口座に振り込んでいただきたいと愛媛県農業会議からのお願いがございましたので、義援金に御賛同いただける場合には、事務局で互助会予算から対象の委員の皆様の義援金支出分を一旦払い出した後に、委員個人の名前で振込みをさせていただきたいと思います。 もう１点は、義援金は、全国農業会議所の指定口座に振り込んだ後、全国農業会議所から被災した地域の農業委員会等の地方公共団体に贈呈することになるため、所得税法における寄附金控除の対象となるとのことです。 そのため、寄付金控除を御希望の方は、全国農業会議所が寄附を証する書類を発行する予定ですので、事務局まで御連絡いただきますようよろしくお願いします。 災害義援金についての説明は以上です。 最後に、農業委員及び農地利用最適化推進委員研修会についてですが、令和２年１月 31 日（金）の午後１時 30 分から本館 11 階大会議室にて農業委員と農地利用最適化推進委員の皆様を対象に、委員研修会を開催する予定です。 内容等の詳細については後日文書で御案内いたしますので、御出席いただきますようよろしくお願いします。 次回の総会は、令和２年１月 10 日（金）の午前 10 時 30 分からこちらの会議室で開催する予定です。 以上で連絡事項を終わります。
渡部泰明会長	以上で、事務局からの報告とお願いが終わりました。他にございませんか。
片山剛主査	先ほどの災害義援金について、御賛同いただけますでしょうか。

	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
片 山 剛 主 査	それでは、御説明した通りに取扱いさせていただきます。
渡 部 泰 明 会 長	他にございませんか。それではこれで何も無いようでしたら、閉会といたします。
渡 部 純 三 次 長	御起立願います。礼。ありがとうございました。 午前 11 時 28 分閉会